

新	旧	備考
<p data-bbox="383 199 819 228">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p data-bbox="689 280 1055 392">平成13年4月1日 01-制度-00065 沿革 (略) <u>平成26年10月1日 一部改正</u></p> <p data-bbox="147 442 1037 512">第1条 名簿規程第6条第1項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <p data-bbox="181 523 1043 754">一 名簿に海外商社の登録を希望する者は、別紙様式第1による「海外商社登録申請書」1通に、名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本1通又は名簿規程第6条第5項、第9条、第10条、第11条及び第12条第2項に規定する信用調査報告書に代わる書類1通を添付して、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出するものとする。</p> <p data-bbox="181 766 275 794">二 (略)</p> <p data-bbox="147 845 409 874">第2条 ～第4条 (略)</p> <p data-bbox="147 925 1050 1157">第5条 名簿規程第6条第6項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第9条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、名称住所が確認できる書類の写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p data-bbox="181 1168 300 1197">(以下、略)</p> <p data-bbox="147 1248 1050 1479">第6条 名簿規程第6条第7項の規定により、スリーピング候補バイヤー(同第4条第2項の規定により日本貿易保険が名簿から削除することを前提として公表した海外商社をいう。以下同じ。)からの海外商社の解除を申請する者は、スリーピング候補バイヤー公表期間中に別紙様式第5「スリーピング候補バイヤー解除申請書」1通及び貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類の写し1通を本店等に提出するものとする。</p>	<p data-bbox="1312 199 1749 228">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p data-bbox="1615 280 1980 351">平成13年4月1日 01-制度-00065 沿革 (略)</p> <p data-bbox="1077 442 1966 512">第1条 名簿規程第6条第1項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <p data-bbox="1111 523 1973 754">一 名簿に海外商社の登録を希望する者は、別紙様式第1による「海外商社登録申請書」1通に、名簿規程第8条に規定する信用調査報告書の原本1通又は名簿規程第9条、第10条、第11条及び第12条第2項各号に規定する信用調査報告書に代わる書類1通を添付して、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1111 766 1205 794">二 (略)</p> <p data-bbox="1077 845 1339 874">第2条 ～第4条 (略)</p> <p data-bbox="1077 925 1980 1157">第5条 名簿規程第6条第5項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第9条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、名称住所が確認できる書類の写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1111 1168 1229 1197">(以下、略)</p> <p data-bbox="1077 1248 1980 1479">第6条 名簿規程第6条第6項の規定により、スリーピング候補バイヤー(同第4条第2項の規定により日本貿易保険が名簿から削除することを前提として公表した海外商社をいう。以下同じ。)からの海外商社の解除を申請する者は、スリーピング候補バイヤー公表期間中に別紙様式第5「スリーピング候補バイヤー解除申請書」1通及び貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類の写し1通を本店等に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>第7条 ～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p>第7条 ～第8条 (略)</p>	